

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名: 北相木村簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業(上水道事業)		
事業開始年月日	S35.4.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	北相木村	職員数 (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	133円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	94(H18)
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務(百万円)	0	財政力指数	0.212(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率(%)	19.2(H19)
		経常収支比率(%)	95.3(H18)

- 注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	北相木村簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	H19～23
計 画 策 定 責 任 者	北相木村長 井出 玄 明
既 存 計 画 と の 関 係	北相木村集中改革プラン
公 表 の 方 法 等	CATV・ホームページ・窓口等・3月議会説明予定
基 本 方 針	住民の生命の源である水確保のため、簡易水道事業の経営健全化を図り、将来においても安全・安定的に水供給ができるようにする。その為に、料金回収率を平成23年度までに100%を目標とする。又民間委託による経費削減や維持管理費等の経費削減に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区分	繰上償還希望額	繰上償還希望額	繰上償還希望額	合計
旧資金運用部資金			22	22
	繰上償還希望額		4	4
旧簡易生命保険資金				
公営企業金融公庫資金				

注 1 旧資金運用部資金、の「繰上償還希望額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した繰上償還希望額(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債		18,898	21,279	40,177
合計 (A)		18,898	21,279	40,177
上記のうち 一般会計負担 分担 (再掲)				
合計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,898	21,279	40,177

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合計
公営企業債				
合計 (A)				
上記のうち 一般会計負担 分担 (再掲)				
合計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債				
合計 (A)				
上記のうち 一般会計負担 分担 (再掲)				
合計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	人口900人ほどの小さな山村であり(H18給水人口920)、高齢化率も非常に高く(高齢化率40%・60歳以上世帯150)思ふような料金収入がえにくい状況ではあるが、料金徴収率は100%である。有収水量は企業の撤退・過疎化などにより年々減少している。集落は県道沿いに集中しており事業効率は比較的よいのだが、一部辺地・準辺地があり水源の状況によっては効率の悪いものとなってしまう。最近では、湧水の水量が減少しており表流水に頼らざるを得ない状況で、 今後既存浄化施設の再整備(現在水量が足りているので使用していない施設)や新たな水源確保での負担が懸念される。
経営課題	課 題 料金回収率59.8%と県内平均を大きく下回る 給水人口の減により料金収入も落ち込んでいる。村を中心にターン政策等努力はしているものの、人口増加までつながっていない。引き続き人口増加の対策はとるものの厳しい状況である。さらには高齢化率40%・60歳以上世帯150世帯(全村で347世帯)と生活弱者のしめる割合が多く料金の値上げも厳しい状況であり、現在では県平均料金の5割強である。
	課 題 高金利による償還金負担が大きい。 昭和58年59年と実施した管路敷設換工事にかかる起債償還の利率が7%台と高く、経営を大変圧迫している。
	課 題 経費の削減及び正確な経費見込みの把握 地形的には、水道工事の効率はよいのだが、一部辺地等があり場所によっては経費がかさむ。又工事を実施する際にはどうしても農閑期の寒い時期になり防寒費等の面で経費がかさむ。また現在敷設している管が25年経過したが、今後どのくらい維持できるのか補修等の経費がどのくらいかかるのか具体的な調査が必要。
	課 題 民間委託の推進 経営のノウハウや専門的技術を用する民間への委託が進まない。村内にそういった業者はなく、近隣町村においてもなかなか参入してくる業者がない。
留意事項	昭和20年から30年代に材木の値段がよく、村のかかなりの部分で雑木林が切られ唐松を植林した。現在村の多くが30から40年齢の唐松で覆われた状態であり、山の保水力が弱く安定した給水ができない。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
繰入前経常収支比率 (%)											
料金回収率 (%)	82.98	78.07	64.35	65.34	59.58	61.31	91.38	93.56	95.75	98.39	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	107.42	86.25	82.44	82.19	73.39	31.85	101.26	102.55	103.82	105.36	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	21.19	9.40	19.97	19.23	18.61	16.82	9.26	8.28	7.28	6.14
	うち基準内繰入金 (%)	21.19	9.40	19.97	19.23	18.61	16.82	9.26	8.28	7.28	6.14
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入金 (%)										
	うち赤字補てんのなもの (%)										
	資本的収入分 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	うち基準内繰入金 (%)	100.00	100.00	72.66	95.83	79.77	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	うち基準外繰入金 (%)			27.34	4.17	20.23					
	うち赤字補てんのなもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 繰入前経常収支比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常収益(収益的収入計) - 他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)) / 経常費用(収益的支出計) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (収益的収入計(総収益) - 他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)) / (収益的支出計(総費用) + 地方債償還金(資本的支出に係るもの)) × 100

(3) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(4) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(5) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(6) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(7) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(8) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(9) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	課題1で掲げたように値上げは厳しい状況であるが、広報を通じて理解と協力をお願いし、平成20年から平成23年度まで12%を目標で、段階的に値上げをし、料金回収率を100にする。
2 他会計繰入金の見込み	ここ数年は基準外繰入をしているが、料金値上げと償還金の減により、今後については基準内繰入のみで抑える。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	今後投資においては、水量の状況により、水源整備や浄化施設(既存)整備の可能性は多いにある。当該事業の施設は、山林内の水源施設や浄化施設のみなので資産売却等による収入は見込めない。
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	可能な限りの民間委託と工事を夏場に集中させ経費の削減を図る。また補償金なしの繰り上げ償還を実施することにより、数百万単位で支出削減できる。

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	現時点では他事業(一般会計)との兼務であり、人件費の計上はない。北相木村集中改革プランでも増はないので、本事業において今後も人員増はない。
地方公務員の職員数の純減の状況	北相木村集中改革プランにおいては、平成23年度までに3名の減があり再任用2名と新規1名の雇いで現状維持。
給与のあり方	職員配置は、兼務のままなので人件費の計上はない。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	
退職時特昇等退職手当のあり方	
福利厚生事業のあり方	
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	現在水質検査や一部水質管理(膜ろ過関係)を委託しているが、更に民間委託等により維持管理費の削減を図るよう努力する。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題3で掲げたように基本的には効率のよい地形なので、工事を実施する時期をなるべく夏場に集中させ、冬期間にかかる防寒費等本来不要な経費の削減を図る。維持管理費等についても毎年見直しをし、削減を行ってきたが、今後も最小限のコストに抑える。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題4で掲げたように地域的には、民間参入の難しいところであるが、ホームページやCATVの文字放送などで呼びかけてゆきたい。また、一度に全面委託は難しいので、給水、徴収等部門ごとにできるところから始めてゆく。又課題5で掲げた施設の点検や補修など専門的な知識も必要なのでその辺もクリアできる業者の選定をしてゆきたい。

経営健全化に関する施策(つづき)

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題1で掲げたように過疎化、高齢化が著しく料金改定は厳しいけれど、ホームページ・有線放送・CATVなどで積極的に広報し、一度には無理なので5年くらいで段階的に値上げをしてゆきたい。
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題2で掲げたように水道料金が県平均より大幅に低いので、集落懇談会・CATVなど様々な方法と機会に、簡易水道事業の現状と課題を理解してもらい、段階的に値上げをしてゆく。具体的には平成20年以降4年間で12%を目標に料金改定を行う。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	情報公開により、村民の理解と協力を図る。
経営健全化や財務状況に関する情報公開	CATVによる全戸放送。窓口における公表、ホームページへの掲載。
行政評価の導入	今年度中に行政評価導入の検討。
5 その他	留意事項で掲げた問題は、長いスパンで取り組んでゆきたい。具体的には、村有林をはじめとして村内各地に保水力の高いとされている、ナラなどの雑木を植林してゆく。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現時点では他事業(一般会計)との兼務であり、人件費の計上はない。北相木村集中改革プランでも増はないので、本事業において今後も人員増はない。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題であった料金回収率59.58%を、CATV・ホームページ・有線放送等の広報を利用し、村民に理解と協力をしてもらい、年2%から4%の範囲で段階的に値上げを行い平成23年度までに100%に引き上げ、安定した経営を目指す。また経費の削減についても一層努力する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	18年度現在の償還金が1,293万(元金853万利息440万)で、うち7%以上の高金利(利息190万)があり、経営を圧迫しているが、補償金なしに繰上償還することで、収益的支出が30%ほど削減でき、一般会計からの基準外繰出しが解消される。また料金改正により段階的ではあるが営業収益が増収となり23年度には料金回収率100パーセントとなる見込みである。
4 その他	徹底的なコスト削減とともに、民間委託できる部門は、たとえ1部門からでも検討し経費削減に努める。又課題 の留意事項についても、長いスパンで保水力の高いとされている、ナラなどの雑木林に転換させてゆく。これについては、経費を抑制するために、環境面での施策などと、抱き合わせて検討してゆく。又H18年度は異常寒波により、凍結被害による減免が多く料金収入減を余儀なくされたので、捨て水等防寒対策の徹底や、放送等により凍結防止の指導に努めることにより、料金収入の改善に努める。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数：職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (1)水道事業
 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率							0	4	2	2	4	
	改善額(料金の適正化) 1							0	394	590	787	1,180	2,951
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
4	その他(有収水率の改善)							238	238	238	238	238	
	改善額							238	238	238	238	238	1190
【経費の削減】													
	職員給与等の適正化												
	職員給与(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与(退職手当)												
	職員数 (人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減数 (人)												
4	維持管理費等	2737	3048	3354	2763	3168		3,100	3,050	3,000	2,950	2,900	
	改善額(適正化)							68	118	168	218	268	840
4	工事コスト 2							1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	
	改善額(縮減額)							0					0
	その他												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	120,960	116,642	109,590	102,195	93,662		63,450	57,414	51,171	44,711	38,024	
	増減	-4,050	-4,318	-7,052	-7,395	-8,533		-8,934	-27,314	-6,243	-6,460	-6,687	
	計画前5年間改善額 合計												4,981
	(参考)補償金免除額												3,938

- 注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標、「の」課題、欄の番号を記入すること。
 2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの増減(建設改良費の抑制は除く)を記入すること。
 4 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	1,005	0,998	0,979	0,960	0,920	0,910	0,910	0,910	0,910	0,910
年間総有収水量 (千m ³)	114	109	105	101	97	95	95	95	95	95
公称施設能力 (m ³ /日)	625	562	562	562	562	562	562	562	562	562
1日最大配水量 (m ³ /日)	625	545	545	545	545	545	545	545	545	545
最大稼働率 (%)	86	97	97	97	97	97	97	97	97	97
供給単価 (円/m ³)	90.86	91.48	94.87	97.78	98.71	103.45	107.59	109.66	111.73	115.67
給水原価 (円/m ³)	109.49	117.17	147.42	149.65	165.68	168.75	117.74	117.21	116.68	117.76

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要」実施スケジュール、又は少なくとも「検討体制」実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期、を具体的に記載すること。

北相木村は簡易水道は一本化済である。